

第2回鳥取市青谷町地域生活交通協議会議事概要

日時：令和3年1月25日19:00～

場所：青谷町総合支所第2-3会議室

○質疑、意見等

①路線バスがなくなること想定した、5年後10年後の児童数や高齢者の状況を見据えた、アンケートの質問が必要ではないか。

⇒アンケートは、現在の実態等を調査しているが、児童数や地域の高齢者の状況の推計についても、アンケートとは別にいろいろなデータ等を、資料に加えていきたいと思います。

②既存の路線バス（日置線、勝部線、長和瀬線）は年度途中でも廃止になることがあるか。

⇒現時点でバス事業者からは、具体的に廃止するという話しはありませんが、法律上では半年前に申請し、半年後には廃止できることになっています。また他の路線バス廃止のケースでは、1年前に廃止の決定を行い、沿線地域の住民の皆様に説明後、年度の3月末で廃止されることが多いようです。

③路線バスを利用頻度の多い便（朝、夕方）だけで、存続して運行することはできないか。

⇒市とバス事業者との協議では、利用頻度の多い便（朝、夕方）だけ存続して運行することは、困難であるということでした。

④朝、夕方の便は通学に対応できる移動手段（現行の路線バスと同等）をこれまでどおり確保し、日中は高齢者等一般の利用者の需要に応じた移動手段を、地域でカバーする方法については実際可能なのか。

⇒運行事業の主体が確保できれば可能であり、手法としては朝、夕方の便は市が大型バスと運転手を確保して運行する方法、民間業者に運行委託する方法などが想定され、日中の生活交通の運行は、地域の実情に即した方法を今後検討していくこととなります。

⑤鳥取市生活交通創生ビジョンにはスクールバスのことが掲載されているが、現在、市がスクールバスを運行しているところがあるか。

⇒現在、市がスクールバスを運行しているところはありません。鳥取市生活交通創生ビジョンに記載しているのは、今後、路線バスが廃止になった場合の代替交通の選択肢の一つとして、スクールバス運行を挙げています。スクールバスの運行は財政的な面でも検討が必要なので、あくまで選択肢の一つとして理解していただきたいと思います。

⑥スクールバスには学生以外は乗車できないのではないかと。また料金の設定はどうなるか。

⇒スクールバスは学生だけしか乗車できないという印象がありますが、市が条例の中で利用者を規定すれば、学生以外の方も乗れるようにできます。（*現在、市のスクールバス条例は廃止）また、市の補助で運行している気高循環バスのように、学生が利用する路線バスに、学生以外の方が乗ることもできます。料金については条例で料金を定めます。

⑦タクシー補助制度等の導入の検討について、全市で統一した基準を設定することは理解するが、地域性を考慮した対策（一定期間補助率を高くする、補助期間の経過措置を設ける）はできないか。

⇒タクシー運賃支援については、以前から他の地域からも大変多くのご要望をいただいています。青谷町地域だけ特別な措置を行うことはできませんが、青谷町地域は他の支所地域と異なり、タク

シーの営業所を有する唯一の地域であるので、市としてもタクシー事業者を守っていくことは必要であると考えます。今後の検討の中で本市のモデル地域として、試験的に実施させていただくということも考えられます。

⑧共助交通を行う場合の要件等について教えてほしい。

⇒共助交通とは道路運送法第79条に基づいて運輸局に登録申請し、自家用車を使用して有償の運行ができる制度です。導入するには、「公共交通空白地有償運送」と呼ばれる、公共交通空白地域でないと導入できないことになっていますが（バス事業者やタクシー事業者の公共交通機関が営業エリア内にあればできない）、実際には公共交通（バス、タクシー）が運行されているが、減便になったため、その減便の補填として共助交通を運行している地域や、公共交通機関の運行に支障がないという判断をバス、タクシー事業者が了承した場合は運行できます。

手続きは「鳥取市生活交通会議」（バス、タクシー事業者を委員に含む）の承認後に、運輸局に登録申請するという流れになります。青谷町地域の場合、ニュー青谷タクシーが共助交通の運行について了承すれば、実際の運行が可能となります。

⑨共助交通を運行するエリアにタクシー事業者が参画してもよいか。

⇒以前はバス、タクシー事業者が共助交通に参画することは、法律で認可されていませんでしたが、現在は地域が主体的に取り組む共助交通にも参画できるようになりました。

共助交通を運行する場合、車両等の運転は地域の方でもできると思いますが、運行管理が課題となるので、その運行管理をバス、タクシー事業者に委託できるように法律が改正になりました。

青谷町地域ではタクシー事業者に運行管理を委託し、ドライバーは地元の方が行う方法も、一つの方法として考えられるのではないかと思います。昨年度に県も共助交通に対する補助制度を整備し、推進を図っています。

⑩アンケート結果について住民に周知する方法はどう考えているか。

⇒アンケートの結果については、今後も各地域の方に説明させていただく機会を設けたいと思っています。また各地区で地域を語る会や地域の方が集まる機会等に出向き、アンケートの結果や新しい交通形態の案の説明等も含めて、住民の皆様にもPRしていく機会も設けたいと考えています。また、広く住民の皆様にも、わかりやすくお伝えできるよう情報提供の方法も考えていきたいと思っています。

⑪今後の協議会の進め方についてはどうか。

⇒今回（第2回青谷町地域生活交通協議会）の協議により①通学のための大型バスは、市が現在運行しているバスと同等の通学手段を確保していく。これは朝、夕方の通学を中心としたバスを運行するという②日中の便については、大型バスではなく別途、少人数（10人以下ぐらい）で一般の普通免許でも運転できるような車両を検討する。路線も地域の実情に合った形で検討するという方針により、運行形態を市町村有償、共助交通、タクシー助成などいろいろなケースを提案させていただき、通学バスと切り離して運行する方向で、検討を進めていきたいと考えます。

運行形態の内容についてもタクシー助成を中心にしたもの、タクシーと共存できるもの、共助交通という形で各地域に委託するなどが考えられます。

アンケート調査についてはもう少し細かい分析をして、地域の特性なども掴みつつ、具体的な運行計画案を提案したいと考えています。

次回の会議に素案としていくつかのプランをご提示できるように、準備していきます。